諮問番号：令和２年度諮問第１６号

答申番号：令和２年度答申第２５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年７月１８日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

生活保護から脱却するために過剰労働して得た賃金に対し、支給金以上の返金を請求され、納得がいかない。

法第６３条の返金の試算方法の説明の機会が数回あったにもかかわらず、担当者からの説明がないため異議を申し立てたが、「手帳に書いて有るから」と内容は説明しない。

返金と言われても受け取ってない現金を請求されること、労働により得た賃金をもぎ取られることに納得がいかない。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）費用返還額の決定について

処分庁において、審査請求人世帯に認定した最低生活費は、金銭給付の生活扶助、住宅扶助及び現物給付の医療扶助から構成されていることが認められる。

次に、本件処分の額についてみると、令和元年６月分においては、既に支弁した保護費のうち、審査請求人の就労収入において、実際に収入充当額（必要経費控除後）として認定すべき額（７０，０３５円）を返還対象額とし、同年７月分においては、実際に収入充当額（必要経費控除後）として認定すべき額が審査請求人世帯の最低生活費（金銭給付額）を上回ったため、既に支弁した保護費（４７，７９５円）に加え、最低生活費（金銭給付額）を上回った額（１６，８２５円）について、現物給付した医療扶助費を金銭に換算の上、返還対象額（１３４，６５５円。以下「本件返還額」という。）とし、本件処分を行ったことが認められる。

（２）法第６３条に基づく返還対象となる「保護に要する費用」について

審査請求人は、生活保護から脱却するために労働で得た賃金に対し、支給金以上の返金を請求され、納得がいかない旨主張している。

しかしながら、法第６３条に基づく返還対象となる「保護に要する費用」には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助（医療の給付）など現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して返還対象額を算出するものと解されている。

よって、処分庁は、法第４条、法第５条、法第６３条及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３の（４）に照らし、前記（１）のとおり、本件返還額を決定したものと認められ、審査請求人の主張は採用できない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に至る処分庁の判断過程に違法又は不当な点は　見当たらず、審査請求人の主張は採用することはできない。

なお、審査請求人は、処分庁の説明不足等について縷々主張しているが、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

（４）上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年８月６日　　　諮問書の受領

令和２年８月７日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：８月２８日

口頭意見陳述申立期限：８月２８日

令和２年９月１４日　　第１回審議

令和２年９月１７日　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和２年９月３０日付け。以下「処分庁の回答書」という。）

令和２年１０月９日　　審査請求人の主張書面（令和２年１０月７日付け）の受領

令和２年１０月３０日　第２回審議

令和２年１１月２６日　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（３）次官通知第８の３の（４）は、勤労に伴う必要経費について定めており、勤労（被用）収入、農業収入及び農業以外の事業（自営）収入を得ている者については、勤労に伴う経費として別表「基礎控除額表」の額を認定することと記している。

また、別表「基礎控除額表」は、下記のとおりである。

　　　別表　基礎控除額表（月額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収入金額別区分 | １人目 | ２人目以降 |
| 　　 円 円（略）91,000　～　94,999（略）171,000 ～ 174,999（略） | 円（略）22,800（略）30,800（略） | （略） |

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁の回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２１年９月１日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）処分庁の回答書には、保護の開始時に、処分庁は、審査請求人に対して、「生活保護のしおり」により、生活保護制度について説明した旨、また、医療扶助等の現物給付についても生活保護費の返還の対象となる場合があることについて説明した旨が記載されている。

（３）令和元年５月１６日、処分庁は、審査請求人からの電話により、同月１９日から○○○○○○○○○○○○○○において○○の仕事をすることが決まった旨の報告を受け、審査請求人に対して、給与の見込みが分かり次第連絡するよう指示を行った。

（４）令和元年６月２６日、処分庁は、審査請求人に対して電話により、同月分の給与が分かれば速やかに報告するよう指示を行い、収入が最低生活費を上回る場合は、同年７月１日に保護廃止になる旨伝えた。

（５）令和元年７月１２日、処分庁は、審査請求人が持参した同年６月分給与明細書を確認し、後刻、審査請求人に対して電話により、収入額が最低生活費を上回っていることから、生活保護の要件を満たさないため、同月１日付けで保護を廃止することを伝えた。

　　　なお、令和元年７月１２日付けのケース記録票には、次のことが記載されている。

　　　「【要否判定】

　　　　支出　　　　　　　　　　　 収入

生活扶助　７８，８３０円　　収入　　　　　１７３，３１０円

住宅扶助　３９，０００円　　実費控除　－　　　７，８５５円

医療扶助　１３，０００円　　基礎控除　－　　３０，８００円

介護扶助　　　　　　０円

国民健康保険料

　　　２，５００円

　　　　合計　　１３３，３３０円　　合計　　　　　１３４，６５５円」

（６）令和元年７月１２日付けで処分庁が審査請求人の「生活保護の継続可否」に係る検討を行ったケース診断会議の検討表には、次のことが記載されている。

「○経緯

令和元年７月１２日来所。６月分給与明細書を受け、令和元年７月１日付で生活保護を廃止することを伝えるが、今月は特に医療費がかさんでいるので７月１日付の廃止はありえないと怒声をあげながら、強く主張する。これからは仕事がフルに入っていて、診療する時間がそもそもなくなるので、８月からは収支の問題はない、と話す。以上の内容を踏まえて、主〔審査請求人〕の生活保護継続可否について検討する。

○カンファ内容

現段階で確認できる平成３１年３、４月と令和元年５月分のレセプトを確認する。主がどうしても受診が必要だという医療機関（主病分）の３か月の診療代（３月分：３５７６点、４月分：３８４７点、５月分：３５９７点）を平均すると１１，０２０円（３割分）であった。今月は他医療機関にも受診しており、医療費がかさむとのこと。重複受診、頻回受診の疑いがあったことにより、主の申し出に基づいて計算した（総受診分については、３月分：６４，６９８円、４月分：６０，４６８円、５月分：６３８４９円（各３割分）で平均６３，００３円）。

○カンファ結果

本来は７月１日付廃止であるが、医療費がかさんで廃止後の生活ができなくなると本末転倒であるので、７月分の医療費を現物で支給するかわりに最低基準額を超えた部分については後日法第６３条の返金対象にするという条件で、８月１日に生活保護を廃止することになる。」

また、令和元年７月１２日付けのケース記録票には、処分庁は、電話により、審査請求人に上記のカンファ結果を伝えた上で、同月分の医療費を現物で支給する代わりに最低生活費を超えた部分については、後日法第６３条に基づく費用返還の対象になるという条件で同月は保護を継続するが、同年８月１日付けで保護を廃止にする旨を説明し、審査請求人が承諾したことが記録されている。

（７）令和元年７月１８日付けで、処分庁は、審査請求人の就労収入に増収があり、同年６月分の保護費に７０，０３５円、同年７月分の保護費に６４，６２０円の過支給が生じたことを理由とし、法第６３条に基づき１３４，６５５円の返還を求める本件処分を行った。

（８）令和元年７月２３日付けのケース記録票には、審査請求人は、同年８月１日付けで保護を廃止することについては承諾したが、処分庁が法第６３条に基づく費用返還金の内訳を説明した際、審査請求人は、「最低生活費を超えた収入部分を返還することについて納得できない」と主張したことが記録されている。

（９）令和元年７月３０日付けのケース記録票には、処分庁は、審査請求人宅を訪問し、前記（６）のカンファ結果を改めて説明の上、審査請求人が納得できないと主張する「支給額を上回る返還額（最低生活費を上回る収入金額）」は、処分庁が審査請求人の医療費として給付している部分である旨を「計算書」を用いて説明したが、審査請求人は、「支給額以上の金額は返さない」と主張し、承諾しなかった旨が記録されている。

　　　なお、上記「計算書」には、次のとおり記載されている。

|  |
| --- |
| 最低生活費１１７，８３０円 |

　　６月分

手元に入った金額

（１４０，６３０円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収入認定する額７０，０３５円 | 基礎控除額２２，８００円 | ②保護費６月分４７，７９５円 |
| ６月給料９２，８３５円 |

|  |
| --- |
| ①支給済み６月分保護費１１７，８３０円 |

　　　　　１１７，８３０円　－　４７，７９５円　＝　７０，０３５円

①渡した金額　　　②実際の保護費　　　返金すべき金額

|  |
| --- |
| 最低生活費１１７，８３０円 |

②差額

１６，８２５円

７月分

|  |  |
| --- | --- |
| 収入認定する額１３４，６５５円 | 基礎控除額３０，８００円交通費７，８５５円 |
| ７月給料１７３，３１０円 |

|  |
| --- |
| ①支給済み７月分保護費４７，７９５円 |

　　　　　４７，７９５円　－　　－１６，８２５円　＝　６４，６２０円

①渡した金額　　　 　②実際の保護費　　　 返金すべき金額

（１０）令和元年８月１日付けで、処分庁は、審査請求人に対して保護廃止決定処分を行った。同年７月３１日付けのケース記録票には、「主〔審査請求人〕の就労収入の自立により令和元年８月１日付で本ケースを廃止する。」と記載されている。

（１１）令和元年８月１４日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（１２）令和元年９月１１日付けのケース記録票には、処分庁は、診療報酬明細書により、審査請求人に現物給付として行った令和元年７月分の医療扶助の額が１８８，７８０円であることを確認した旨が記録されている。

３　判断

（１）費用返還額の決定について

審査請求人世帯の最低生活費は、金銭給付（生活扶助及び住宅扶助）と現物給付（医療扶助）から構成されていることが認められる。

本件返還額についてみると、令和元年６月分の保護費については、金銭給付の方法により支給済みの保護費（生活扶助費７８，８３０円と住宅扶助費３９，０００円の合計額１１７，８３０円のうち、審査請求人の就労収入（９２，８３５円）から次官通知（前記１（３）参照）で記された必要経費（２２，８００円）を控除した額（７０，０３５円）を収入充当額として認定した上で、返還対象額（７０，０３５円）を算出し、同年７月分の保護費については、審査請求人の就労収入（１７３，３１０円）から次官通知で記された必要経費（３０，８００円）と交通費（７，８５５円）を控除した額（１３４，６５５円）が、最低生活費（１１７，８３０円）を１６，８２５円上回ったため、現物給付の方法により支給する医療扶助費を考慮し（前記２（６）のカンファ内容参照）、上記１６，８２５円と金銭給付の方法により支給済の保護費（４７，７９５円）の合計額を返還対象額（６４，６２０円）として算出の上、本件返還額（１３４，６５５円）の決定を行ったことが認められる。

（２）法第６３条に基づく返還対象となる保護費について

ア　審査請求人は、生活保護から脱却するために労働で得た賃金に対し、支給金以上の返金を請求され、納得がいかない旨主張する。

法第６３条に基づく費用返還の対象となる「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助等のような現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して費用返還の対象額を算出するものと解されることから、処分庁が、現物給付の方法により支給した医療扶助費を含めた費用返還の決定に、違法又は不当な点は認められない。

イ　審査請求人は、処分庁の本件返還額の試算方法に係る説明不足について主張する。

　　被保護者に法第６３条に基づく費用返還の義務が生じることは、事前の説明の有無や時期に左右されるものではなく、仮に、現物給付に係る費用返還の義務について審査請求人に対する処分庁の説明が十分でなかったとしても、そのことが直ちに本件処分の違法又は不当を導くものであるとまでは言えない。

　　なお、処分庁は、審査請求人の医療費がかさんでいることを考慮し、令和元年７月分の医療扶助を現物支給する代わりに、後日、最低生活費を超えた部分については法第６３条に基づく費用返還の対象にするという条件で、同月の保護を継続することを説明したことが認められる（前記２（６）参照）。また、本件処分後においては、「計算書」を用いて、審査請求人に本件返還額の説明を行ったことが認められるが（前記２（９）参照）、「計算書」には、金銭給付の方法により支給した保護費（４７，７９５円）についての記載はあるものの、現物給付の方法により支給された医療扶助費についての記載はなく、「計算書」からは、医療扶助費が法第６３条に基づく費用返還の対象となる保護費となることが伺えない。被保護者は、必ずしも現物給付の方法による保護費の額を把握しておらず、とりわけ健康保険に加入していない被保護者にとって、医療費に係る費用返還については、俄かに理解し難い場合が多い。処分庁においては、被保護者との無用な行き違いが生じないよう、医療扶助等を含む保護費の返還に係る説明については、丁寧に行い、理解を得るよう努めることが望まれる。

（３）以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　高畠　淳子

委員　　　　　　濱　　和哲